

Press Release

平成 31 年 4 月 9 日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 松下 和生

主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰

課 長 補 佐 平 知久

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5829、5789

(直通電話) 03-3502-6775

平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業における、平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0% → 2.2%、対象企業を従業員数 45.5 人以上に拡大）。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は 53 万 4,769.5 人、対前年 7.9%（3 万 8,974.5 人）増加

・実雇用率 2.05%、対前年比 0.08 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 45.9%（対前年比 4.1 ポイント減少）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 534,769.5人で、前年より7.9%（38,974.5人）増加し、15年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 346,208.0人（対前年比3.8%増）、知的障害者は121,166.5人（同7.9%増）、精神障害者は67,395.0人（同34.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、7年連続で過去最高の2.05%（前年は1.97%）、法定雇用率達成企業の割合は45.9%（同50.0%）であった。

〔総括表 1、グラフ (1)、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～50人未満規模企業で4,252.5人、50～100人未満規模企業で50,674.5人（前年は45,689.5人）、100～300人未満で106,521.5人（同99,028.0人）、300～500人未満で46,877.0人（同44,482.0人）、500～1,000人未満で62,408.0人（同58,912.0人）、1,000人以上で264,036.0人（同247,683.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～50人未満規模企業で1.69%、50～100人未満で1.68%（前年は1.60%）、100～300人未満で1.91%（同1.81%）、300～500人未満で1.90%（同1.82%）、500～1,000人未満で2.05%（同1.97%）、1,000人以上で2.25%（同2.16%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.05%（同1.97%）と比較すると、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率以上となっている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～50人未満規模企業で34.0%、50～100人未満で45.4%（前年は46.5%）、100～300人未満で50.1%（同54.1%）、300～500人未満で40.1%（同45.8%）、500～1,000人未満で40.1%（同48.6%）、1,000人以上で47.8%（同62.0%）となり、全ての規模の区分で前年より減少した。

〔グラフ (2)・(3)、詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林、漁業」（2.42%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.26%）、「医療、福祉」（2.68%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ (4)・(5)、詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は54,369社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.0.%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は31,439社であり、未達成企業に占める割合は、57.8%となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成30年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は486社（前年より22社増）で、雇用されている障害者の数は、32,518.0人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,478.5人、知的障害者は16,211.0人、精神障害者は4,828.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表 1 (7)〕

総括表

平成30 年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2. 2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
民間企業	26, 104, 834. 5 人	534, 769. 5 人	2. 05 %	46, 217 / 100, 586	45. 9 %
		[437, 532 人]			
	(25, 204, 720. 0 人)	(495, 795. 0 人)	(1. 97 %)	(45, 553 / 91, 024)	(50. 0 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2. 5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	320, 654. 0 人	3, 902. 5 人	1. 22 %	8 / 43	18. 6 %
		[2, 959 人]			
	(318, 467. 0 人)	(3, 711. 0 人)	(1. 17 %)	(8 / 43)	(18. 6 %)
行政機関	291, 986. 0 人	3, 620. 0 人	1. 24 %	6 / 34	17. 6 %
		[2, 764 人]			
	(289, 910. 5 人)	(3, 422. 0 人)	(1. 18 %)	(6 / 34)	(17. 6 %)
立法機関	3, 655. 0 人	37. 5 人	1. 03 %	2 / 5	40. 0 %
		[30 人]			
	(3, 634. 5 人)	(47. 0 人)	(1. 29 %)	(2 / 5)	(40. 0 %)
司法機関	25, 013. 0 人	245. 0 人	0. 98 %	0 / 4	0. 0 %
		[165 人]			
	(24, 922. 0 人)	(242. 0 人)	(0. 97 %)	(0 / 4)	(0. 0 %)

※行政機関のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2. 5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	337, 872. 0 人	8, 244. 5 人	2. 44 %	99 / 161	61. 5 %
		[6, 163]			
	(336, 880. 0 人)	(7, 951. 5 人)	(2. 36 %)	(108 / 158)	(68. 4 %)
都道府県 知事部局	263, 631. 0 人	6, 524. 5 人	2. 47 %	24 / 47	51. 1 %
		[4, 771 人]			
	(263, 256. 5 人)	(6, 358. 5 人)	(2. 42 %)	(28 / 47)	(59. 6 %)
その他の 都道府県 機関	74, 241. 0 人	1, 720. 0 人	2. 32 %	75 / 114	65. 8 %
		[1, 392 人]			
	(73, 623. 5 人)	(1, 593. 0 人)	(2. 16 %)	(80 / 111)	(72. 1 %)

※都道府県知事部局のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。
※その他の都道府県機関のうち、未達成であった機関の5機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,140,348.5 人	27,145.5 人	2.38 %	1,718 / 2,470	69.6 %
	(1,130,049.5 人)	[20,452 人] (25,859.0 人)	(2.29 %)	(1,838 / 2,367)	(77.7 %)

※市町村の機関のうち、未達成であった機関の105機関は、公表日時点で達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	662,641.5 人	12,607.5 人	1.90 %	39 / 100	39.0 %
	(668,289.5 人)	[9,335 人] (12,337.5 人)	(1.85 %)	(66 / 115)	(57.4 %)
都道府県教育委員会	577,583.0 人	10,822.5 人	1.87 %	5 / 47	10.6 %
	(580,328.5 人)	[7,948 人] (10,564.5 人)	(1.82 %)	(15 / 47)	(31.9 %)
市町村教育委員会	85,058.5 人	1,785.0 人	2.10 %	34 / 53	64.2 %
	(87,961.0 人)	[1,387 人] (1,773.0 人)	(2.02 %)	(51 / 68)	(75.0 %)

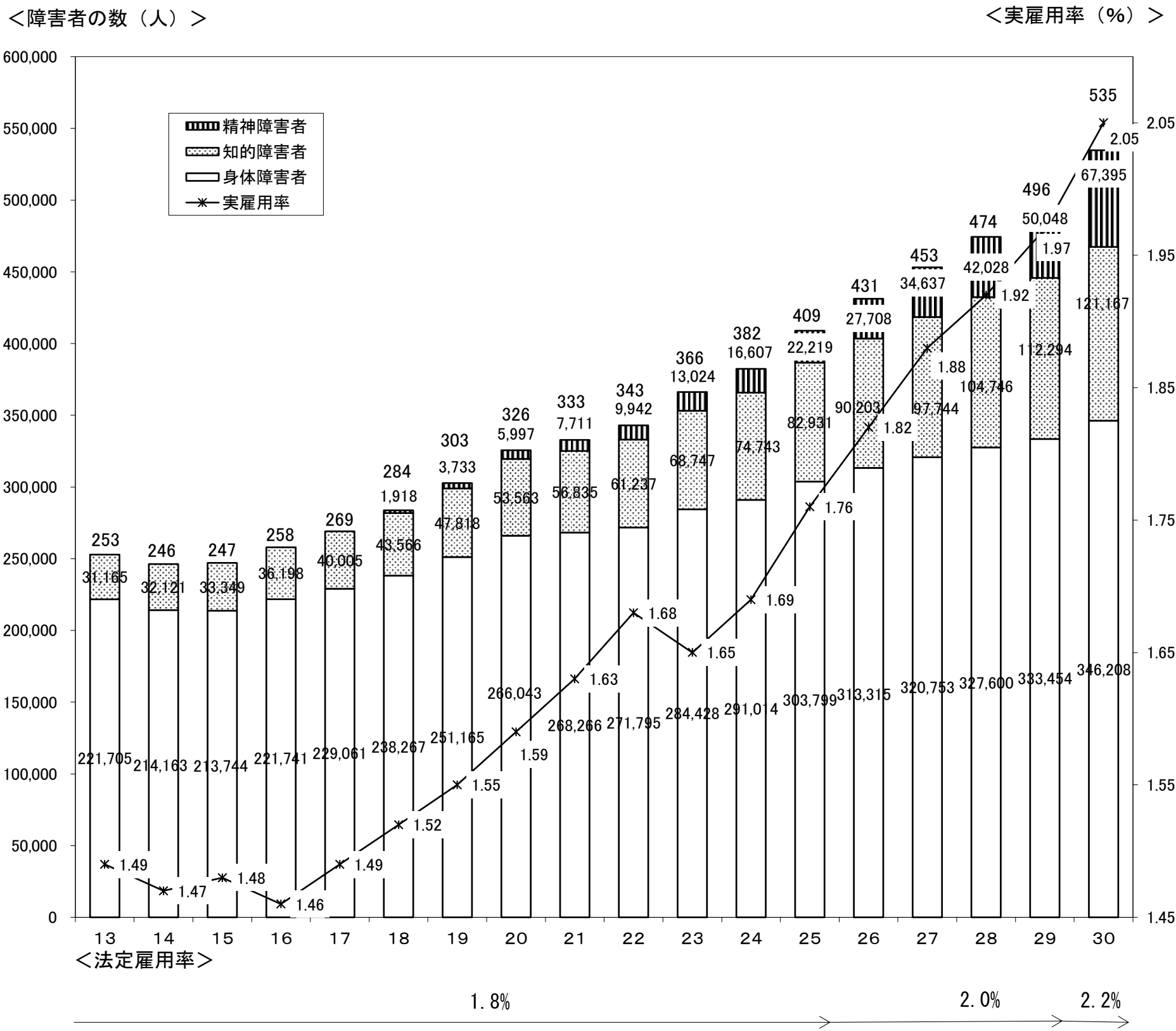
※都道府県教育委員会のうち、未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関の2機関は、公表日時点で達成済み。

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

グラフ
民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

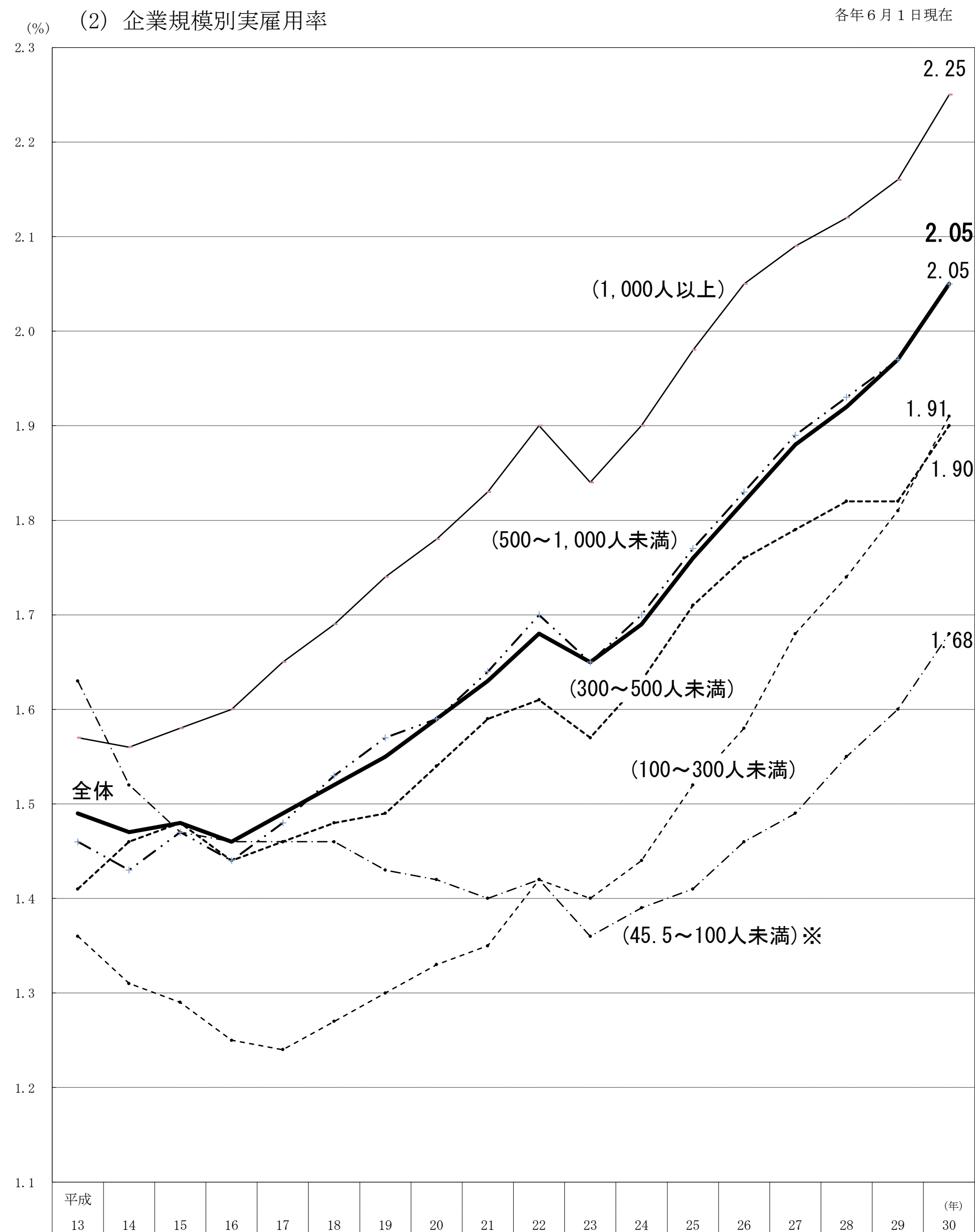
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

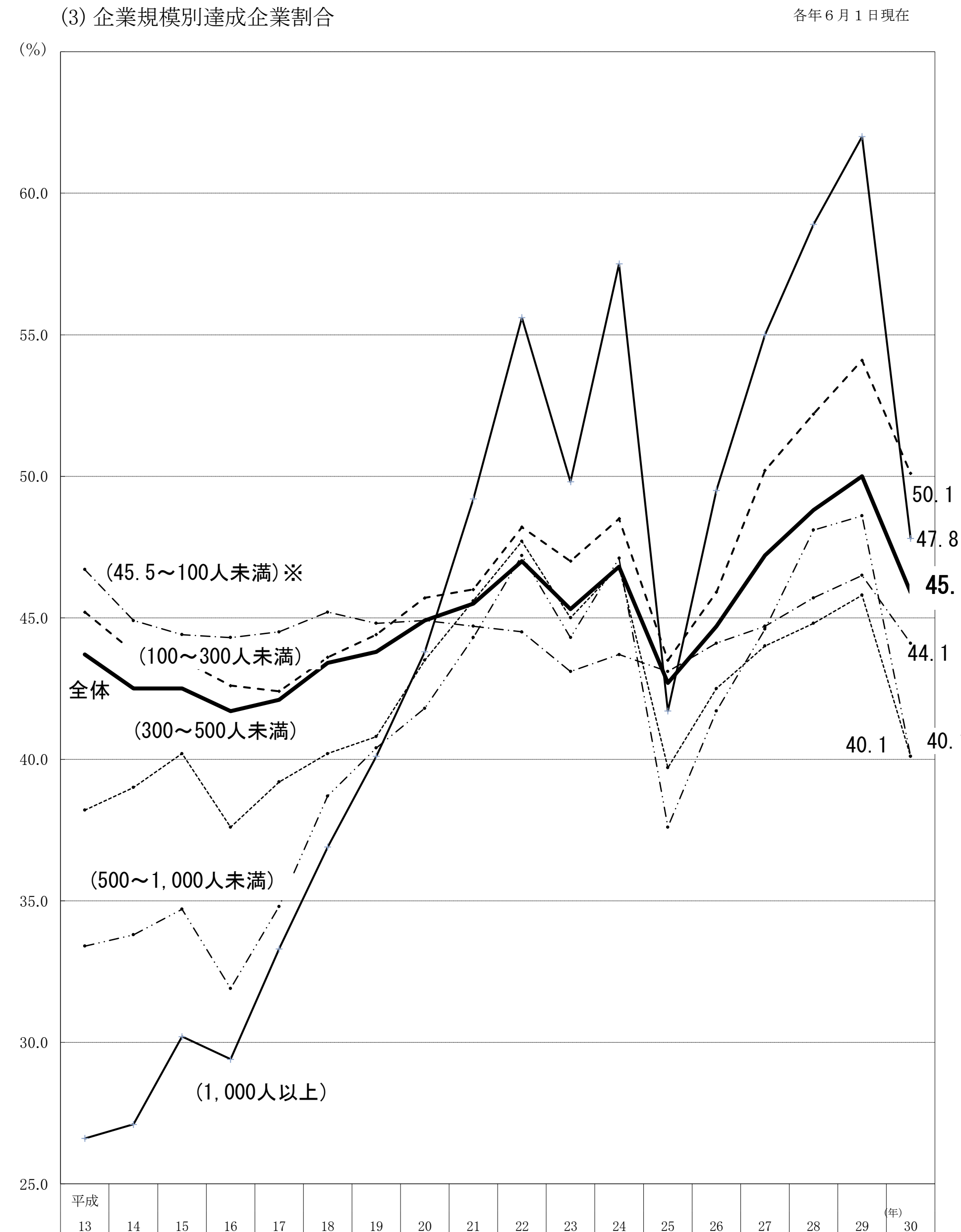
※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

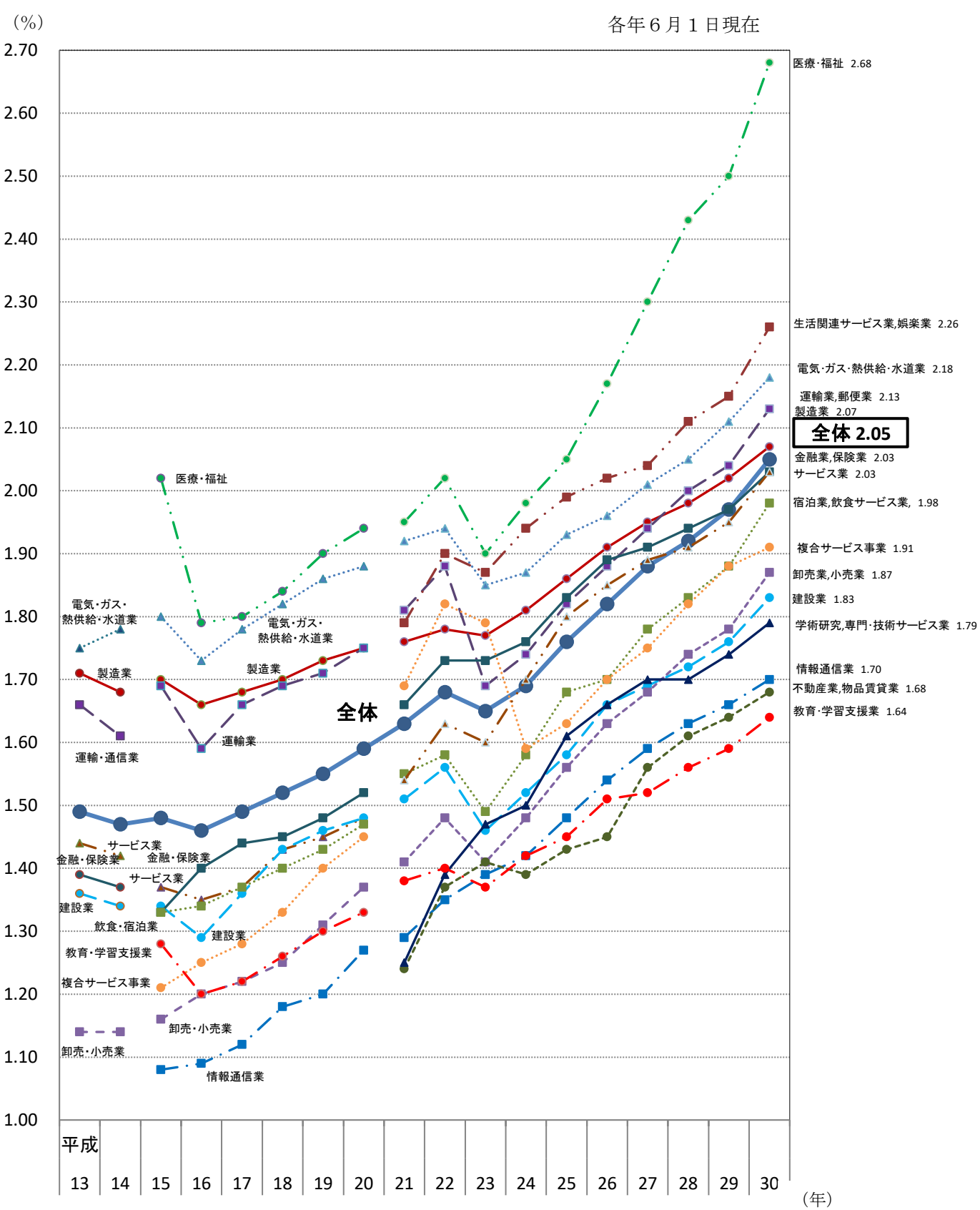


※24年までは56～100人未満
 ※25年から29年までは50～100人未満



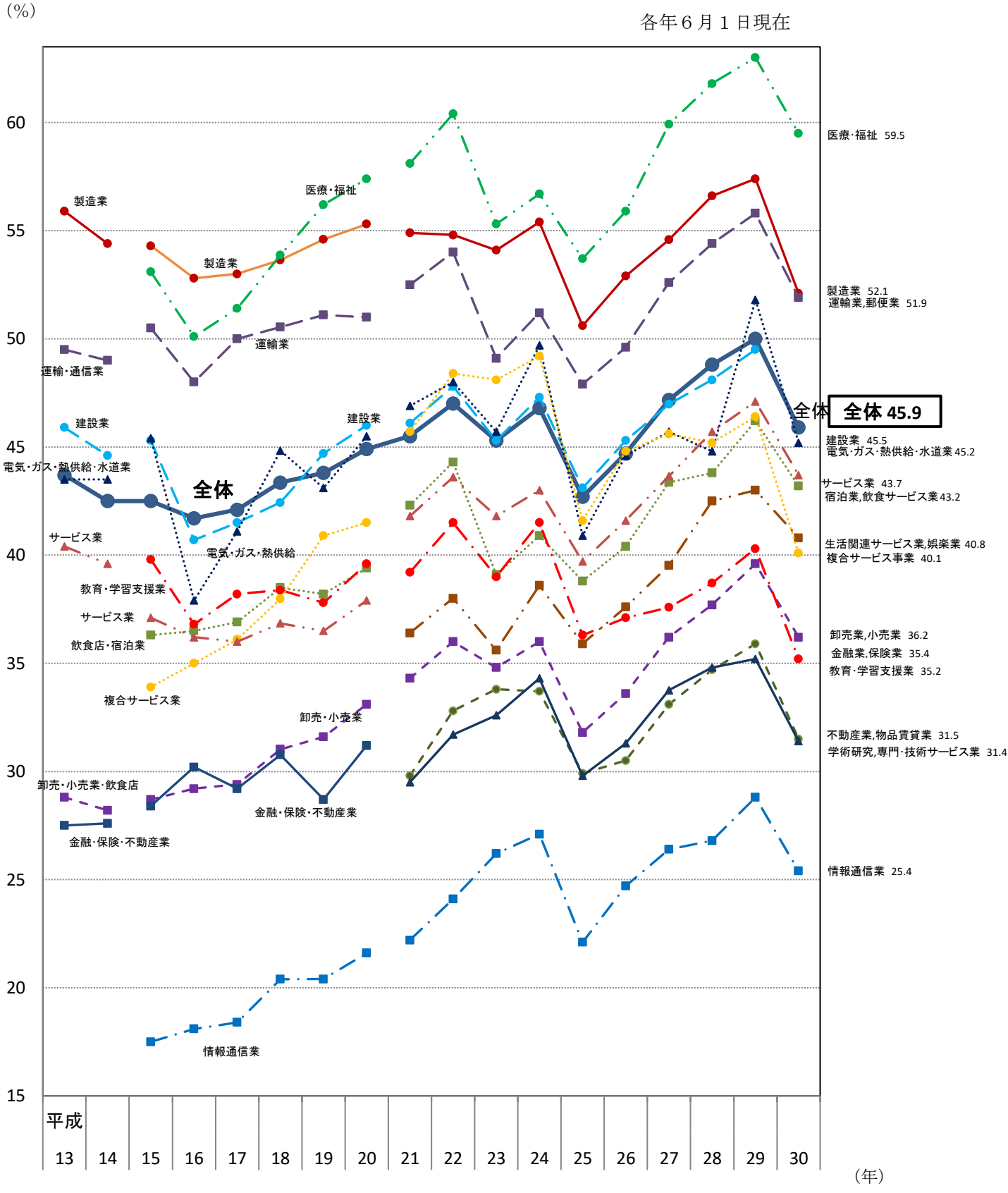
※24年までは56～100人未満
 ※25年から29年までは50～100人未満

(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%〔2. 0%〕
(45.5人〔50人〕以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%〔2. 3%〕
〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%〔2. 3%〕
(40人〔43.5人〕以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%〔2. 2%〕
(42人〔45.5〕以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

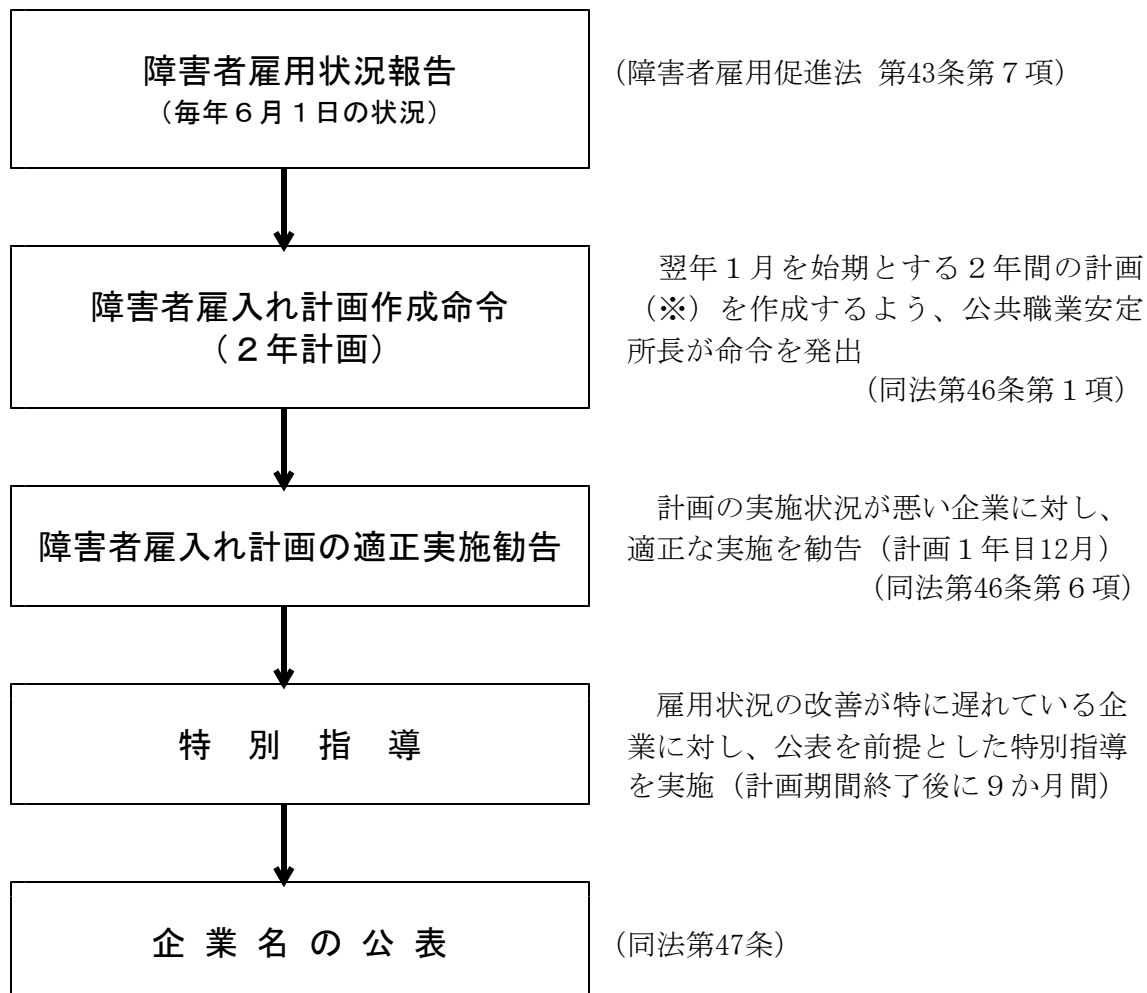
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成29年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 179社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社
 - * 「特別指導」の実施 23社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社(29年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2％）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	60,491.5	2.05	46,217	45.9
	(91,024)	(25,204,720.0)	(112,860)	(14,842)	(231,187)	(48,092)	(495,795.0)	(50,940.0)	(1.97)	(45,553)	(50.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、 （注5）に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	28,506.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	14,074.0	50,708	20,527	12,847	67,395.0	17,911.5
	(495,795.0)	(94,234)	(10,821)	(126,584)	(15,162)	(333,454.0)	(26,413.5)	(18,626)	(4,021)	(63,181)	(15,679)	(112,293.5)	(12,739.0)	(41,422)	(17,251)	(—)	(50,047.5)	(11,787.5)

〔1(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 100,586 (91,024)	人 26,104,834.5 (25,204,720.0)	人 117,892 (112,860)	人 16,026 (14,842)	人 262,305 (231,187)	人 41,309 (48,092)	人 534,769.5 (495,795.0)	人 60,491.5 (50,940.0)	% 2.05 (1.97)	企業 46,218 (45,553)	% 45.9 (50.0)
45.5～ 100人未満	企業 49,370 (40,842)	人 3,275,003.0 (2,850,910.0)	人 9,985 (8,717)	人 2,864 (2,466)	人 28,006 (21,274)	人 8,174 (9,031)	人 54,927.0 (45,689.5)	人 6,838.0 (5,306.5)	% 1.68 (1.60)	企業 21,795 (18,983)	% 44.1 (46.5)
100～ 300人未満	36,173 (35,359)	5,582,387.5 (5,463,540.5)	21,207 (20,523)	4,496 (4,202)	54,188 (47,247)	10,847 (13,066)	106,521.5 (99,028.0)	13,696.5 (12,183.5)	1.91 (1.81)	18,127 (19,112)	50.1 (54.1)
300～ 500人未満	6,965 (6,881)	2,469,779.5 (2,437,935.5)	10,226 (9,867)	1,538 (1,499)	23,052 (21,096)	3,670 (4,306)	46,877.0 (44,482.0)	5,307.5 (4,504.0)	1.90 (1.82)	2,795 (3,154)	40.1 (45.8)
500～ 1000人未満	4,720 (4,639)	3,036,954.5 (2,988,052.5)	13,852 (13,615)	1,792 (1,676)	30,719 (27,385)	4,386 (5,242)	62,408.0 (58,912.0)	7,339.5 (6,166.0)	2.05 (1.97)	1,895 (2,256)	40.1 (48.6)
1,000人以上	3,358 (3,303)	11,740,710.0 (11,464,281.5)	62,622 (60,138)	5,336 (4,999)	126,340 (114,185)	14,232 (16,447)	264,036.0 (247,683.5)	27,310.0 (22,780.0)	2.25 (2.16)	1,606 (2,048)	47.8 (62.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.dのうち、 (注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	534,769.5 (495,795.0)	98,193 (94,234)	11,691 (10,821)	129,993 (126,584)	16,276 (15,162)	346,208.0 (333,454.0)	28,506.0 (26,413.5)	19,699 (18,626)	4,335 (4,021)	68,757 (63,181)	17,353 (15,679)	121,166.5 (112,293.5)	14,074.0 (12,739.0)	50,708 (41,422)	20,527 (17,251)	12,847 (ー)	67,395.0 (50,047.5)	17,911.5 (11,787.5)
45.5～ 100人未満	54,927.0 (45,689.5)	7,864 (6,672)	1,925 (1,601)	13,883 (12,112)	2,797 (2,209)	32,934.5 (28,161.5)		2,121 (2,045)	939 (865)	7,085 (6,118)	3,578 (2,943)	14,055.0 (12,544.5)		4,105 (3,044)	4,732 (3,879)	2933 (ー)	7,937.5 (4,983.5)	
100～ 300人未満	106,521.5 (99,028.0)	17,618 (17,045)	3,269 (3,024)	27,696 (26,974)	4,474 (4,200)	68,438.0 (66,188.0)		3,589 (3,478)	1,227 (1,178)	13,554 (12,579)	4,485 (4,308)	24,201.5 (22,867.0)		9,321 (7,694)	5,505 (4,558)	3617 (ー)	13,882.0 (9,973.0)	
300～ 500人未満	46,877.0 (44,482.0)	8,737 (8,430)	1,104 (1,074)	11,939 (11,991)	1,560 (1,521)	31,297.0 (30,685.5)		1,489 (1,437)	434 (425)	5,789 (5,379)	1,481 (1,412)	9,941.5 (9,384.0)		4,377 (3,726)	1,576 (1,373)	947 (ー)	5,638.5 (4,412.5)	
500～ 1000人未満	62,408.0 (58,912.0)	11,987 (11,822)	1,373 (1,297)	15,293 (15,150)	1,780 (1,785)	41,530.0 (40,983.5)		1,865 (1,793)	419 (379)	7,431 (6,986)	1,787 (1,558)	12,473.5 (11,730.0)		6,528 (5,249)	2,286 (1,899)	1467 (ー)	8,404.5 (6,198.5)	
1,000以上	264,036.0 (247,683.5)	51,987 (50,265)	4,020 (3,825)	61,182 (60,357)	5,665 (5,447)	172,008.5 (167,435.5)		10,635 (9,873)	1,316 (1,174)	34,898 (32,119)	6,022 (5,458)	60,495.0 (55,768.0)		26,377 (21,709)	6,428 (5,542)	3883 (ー)	31,532.5 (24,480.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者(注4)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
産業計	企業 100,586 (91,024)	人 26,104,834.5 (25,204,720.0)	人 117,892 (112,860)	人 16,026 (14,842)	人 262,305 (231,187)	人 41,309 (48,092)	人 534,769.5 (495,795.0)	人 60,491.5 (50,940.0)	% 2.05 (1.97)	企業 46,217 (45,553)	% 45.9 (50.0)
農、林、漁業	企業 359 (293)	人 40,690.5 (36,156.5)	人 172 (121)	人 25 (16)	人 548 (404)	人 132 (151)	人 983.0 (737.5)	人 93.0 (70.0)	% 2.42 (2.04)	企業 212 (176)	% 59.1 (60.1)
鉱業,採石業, 砂利採取業	73 (59)	10,463.5 (9,884.0)	52 (49)	3 (1)	99 (88)	5 (4)	208.5 (189.0)	13.0 (26.5)	1.99 (1.91)	44 (39)	60.3 (66.1)
建設業	4,157 (3,530)	785,272.0 (741,289.0)	3,855 (3,586)	197 (144)	6,349 (5,622)	246 (255)	14,379.0 (13,065.5)	1,469.5 (1,066.5)	1.83 (1.76)	1,890 (1,746)	45.5 (49.5)
製造業	24,979 (22,807)	6,990,815.0 (6,799,796.5)	36,147 (35,148)	1,572 (1,543)	68,944 (63,758)	3,231 (3,559)	144,425.5 (137,376.5)	11,113.5 (9,676.0)	2.07 (2.02)	13,025 (13,083)	52.1 (57.4)
電気・ガス・熱供 給・水道業	248 (218)	215,413.0 (212,013.0)	1,231 (1,195)	37 (30)	2,182 (2,037)	41 (43)	4,701.5 (4,478.5)	296.0 (220.0)	2.18 (2.11)	112 (113)	45.2 (51.8)
情報通信業	5,263 (4,702)	1,514,800.5 (1,442,252.5)	6,890 (6,563)	272 (255)	11,574 (10,265)	337 (454)	25,794.5 (23,873.0)	3,188.5 (2,656.0)	1.70 (1.66)	1,335 (1,356)	25.4 (28.8)
運輸業,郵便業	7,188 (6,530)	1,586,010.5 (1,530,255.5)	7,269 (6,799)	810 (788)	17,505 (15,883)	1,841 (1,967)	33,773.5 (31,252.5)	3,377.5 (2,831.5)	2.13 (2.04)	3,732 (3,646)	51.9 (55.8)
卸売業,小売業	15,955 (14,611)	4,300,319.0 (4,215,206.0)	15,330 (14,803)	3,026 (2,875)	42,312 (37,007)	9,085 (10,683)	80,540.5 (74,829.5)	9,695.0 (8,093.0)	1.87 (1.78)	5,771 (5,779)	36.2 (39.6)
金融業,保険業	1,405 (1,346)	1,201,221.0 (1,197,632.5)	6,464 (6,281)	256 (253)	11,050 (10,534)	394 (435)	24,431.0 (23,566.5)	2,452.0 (2,253.5)	2.03 (1.97)	498 (576)	35.4 (42.8)
不動産業, 物品賃貸業	1,897 (1,658)	447,970.5 (428,728.5)	1,647 (1,550)	209 (210)	3,853 (3,466)	375 (484)	7,543.5 (7,018.0)	1,151.0 (967.0)	1.68 (1.64)	598 (595)	31.5 (35.9)
学術研究,専 門・技術サー ビス業	3,065 (2,632)	914,498.0 (852,547.0)	3,685 (3,459)	475 (421)	7,863 (6,741)	1,401 (1,523)	16,408.5 (14,841.5)	1,832.0 (1,561.0)	1.79 (1.74)	961 (927)	31.4 (35.2)
宿泊業,飲食 サービス業	3,143 (2,818)	870,400.0 (848,219.5)	2,813 (2,716)	1,176 (1,042)	8,763 (7,745)	3,311 (3,490)	17,220.5 (15,964.0)	2,362.0 (1,979.5)	1.98 (1.88)	1,359 (1,301)	43.2 (46.2)
生活関連サー ビス業,娯楽業	3,010 (2,724)	530,465.0 (507,780.5)	2,322 (2,157)	530 (478)	6,180 (5,333)	1,288 (1,554)	11,998.0 (10,902.0)	1,419.5 (1,272.5)	2.26 (2.15)	1,228 (1,171)	40.8 (43.0)
教育,学習支援業	2,116 (1,922)	478,716.0 (461,957.0)	1,954 (1,871)	201 (193)	3,590 (3,216)	333 (422)	7,865.5 (7,362.0)	928.5 (827.5)	1.64 (1.59)	744 (775)	35.2 (40.3)
医療,福祉	16,601 (15,209)	2,858,196.5 (2,731,592.5)	13,430 (12,962)	4,946 (4,489)	37,737 (29,265)	14,189 (17,434)	76,637.5 (68,395.0)	11,883.5 (9,553.5)	2.68 (2.50)	9,876 (9,586)	59.5 (63.0)
複合サービス事業	956 (922)	306,252.0 (307,747.5)	1,393 (1,380)	152 (137)	2,768 (2,704)	316 (343)	5,864.0 (5,772.5)	456.5 (434.0)	1.91 (1.88)	383 (428)	40.1 (46.4)
サービス業	10,171 (9,043)	3,053,331.5 (2,881,662.0)	13,238 (12,220)	2,139 (1,967)	30,988 (27,119)	4,784 (5,291)	61,995.0 (56,171.5)	8,760.5 (7,452.0)	2.03 (1.95)	4,449 (4,256)	43.7 (47.1)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	人 534,769.5 (495,795.0)	人 98,193 (94,234)	人 11,691 (10,821)	人 129,993 (126,584)	人 16,276 (15,162)	人 346,208.0 (333,454.0)	人 26,413.5 (26,735.5)	人 19,699 (18,626)	人 4,335 (4,021)	人 68,757 (63,181)	人 17,353 (15,679)	人 121,166.5 (112,293.5)	人 12,739.0 (12,236.0)	人 50,708 (41,422)	人 20,527 (17,251)	人 12,847 (—)	人 67,395.0 (50,047.5)	人 11,787.5 (10,359.0)
農、林、漁業	人 983.0 (737.5)	人 105 (91)	人 10 (11)	人 242 (212)	人 28 (34)	人 476.0 (422.0)		人 67 (30)	人 15 (5)	人 210 (144)	人 76 (85)	人 397.0 (251.5)		人 85 (48)	人 39 (32)	人 11 (—)	人 110.0 (64.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	人 208.5 (189.0)	人 51 (48)	人 3 (1)	人 93 (84)	人 5 (4)	人 200.5 (183.0)		人 1 (1)	人 0 (0)	人 2 (0)	人 0 (0)	人 4.0 (2.0)		人 4 (4)	人 0 (0)	人 0 (—)	人 4.0 (4.0)	
建設業	人 14,379.0 (13,065.5)	人 3,728 (3,467)	人 182 (133)	人 4,547 (4,270)	人 179 (142)	人 12,274.5 (11,408.0)		人 127 (119)	人 15 (11)	人 472 (383)	人 36 (30)	人 759.0 (647.0)		人 1,227 (969)	人 134 (83)	人 103 (—)	人 1,345.5 (1,010.5)	
製造業	人 144,425.5 (137,376.5)	人 30,398 (29,702)	人 1,112 (1,158)	人 37,305 (36,630)	人 1,557 (1,508)	人 99,991.5 (97,946.0)		人 5,749 (5,446)	人 460 (385)	人 20,037 (18,360)	人 1,138 (1,099)	人 32,564.0 (30,186.5)		人 10,900 (8,768)	人 1,238 (952)	人 702 (—)	人 11,870.0 (9,244.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 4,701.5 (4,478.5)	人 1,166 (1,140)	人 35 (29)	人 1,701 (1,674)	人 35 (28)	人 4,085.5 (3,997.0)		人 65 (55)	人 2 (1)	人 194 (175)	人 0 (3)	人 326.0 (287.5)		人 269 (188)	人 24 (12)	人 18 (—)	人 290.0 (194.0)	
情報通信業	人 25,794.5 (23,873.0)	人 6,518 (6,229)	人 250 (244)	人 6,544 (6,330)	人 193 (179)	人 19,926.5 (19,121.5)		人 372 (334)	人 22 (11)	人 747 (651)	人 37 (32)	人 1,531.5 (1,346.0)		人 4,126 (3,284)	人 264 (243)	人 157 (—)	人 4,336.5 (3,405.5)	
運輸業、郵便業	人 33,773.5 (31,252.5)	人 6,259 (5,860)	人 643 (616)	人 10,546 (10,177)	人 1,038 (959)	人 24,226.0 (22,992.5)		人 1,010 (939)	人 167 (172)	人 3,910 (3,539)	人 537 (486)	人 6,365.5 (5,832.0)		人 2,671 (2,167)	人 644 (522)	人 378 (—)	人 3,182.0 (2,428.0)	
卸売業、小売業	人 80,540.5 (74,829.5)	人 12,177 (11,847)	人 2,276 (2,117)	人 16,371 (16,044)	人 3,327 (3,144)	人 44,664.5 (43,427.0)		人 3,153 (2,956)	人 750 (758)	人 14,854 (13,781)	人 4,004 (3,670)	人 23,912.0 (22,286.0)		人 8,403 (7,182)	人 4,438 (3,869)	人 2684 (—)	人 11,964.0 (9,116.5)	
金融業、保険業	人 24,431.0 (23,566.5)	人 6,219 (6,059)	人 248 (244)	人 8,163 (8,266)	人 343 (332)	人 21,020.5 (20,794.0)		人 245 (222)	人 8 (9)	人 749 (644)	人 14 (17)	人 1,254.0 (1,105.5)		人 2,064 (1,624)	人 111 (86)	人 74 (—)	人 2,156.5 (1,667.0)	
不動産業、物品賃貸業	人 7,543.5 (7,018.0)	人 1,481 (1,401)	人 180 (179)	人 2,004 (1,961)	人 192 (185)	人 5,242.0 (5,034.5)		人 166 (149)	人 29 (31)	人 830 (771)	人 108 (105)	人 1,245.0 (1,152.5)		人 905 (734)	人 189 (194)	人 114 (—)	人 1,056.5 (831.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 16,408.5 (14,841.5)	人 3,215 (3,055)	人 391 (333)	人 3,968 (3,753)	人 545 (471)	人 11,061.5 (10,431.5)		人 470 (404)	人 84 (88)	人 1,824 (1,600)	人 663 (645)	人 3,179.5 (2,818.5)		人 1,797 (1,388)	人 467 (407)	人 274 (—)	人 2,167.5 (1,591.5)	
宿泊業、飲食サービス業	人 17,220.5 (15,964.0)	人 1,789 (1,719)	人 636 (608)	人 2,636 (2,696)	人 1,011 (962)	人 7,355.5 (7,223.0)		人 1,024 (997)	人 540 (434)	人 4,127 (3,843)	人 1,915 (1,639)	人 7,672.5 (7,090.5)		人 1,403 (1,206)	人 982 (889)	人 597 (—)	人 2,192.5 (1,650.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 11,998.0 (10,902.0)	人 1,329 (1,265)	人 354 (323)	人 1,992 (1,957)	人 545 (514)	人 5,276.5 (5,067.0)		人 993 (892)	人 176 (155)	人 2,809 (2,567)	人 506 (481)	人 5,224.0 (4,746.5)		人 1,006 (809)	人 610 (559)	人 373 (—)	人 1,497.5 (1,088.5)	
教育・学習支援業	人 7,865.5 (7,362.0)	人 1,754 (1,688)	人 179 (171)	人 2,097 (2,052)	人 206 (182)	人 5,887.0 (5,690.0)		人 200 (183)	人 22 (22)	人 496 (453)	人 50 (73)	人 943.0 (877.5)		人 871 (711)	人 203 (167)	人 126 (—)	人 1,035.5 (794.5)	
医療、福祉	人 76,637.5 (68,395.0)	人 10,455 (9,951)	人 3,308 (2,913)	人 15,144 (14,531)	人 4,058 (3,649)	人 41,391.0 (39,170.5)		人 2,975 (3,011)	人 1,638 (1,576)	人 9,945 (9,338)	人 6,940 (6,119)	人 21,003.0 (19,995.5)		人 6,547 (5,396)	人 9,292 (7,666)	人 6101 (—)	人 14,243.5 (9,229.0)	
複合サービス事業	人 5,864.0 (5,772.5)	人 1,146 (1,148)	人 96 (89)	人 1,682 (1,740)	人 120 (111)	人 4,130.0 (4,180.5)		人 247 (232)	人 56 (48)	人 579 (541)	人 138 (134)	人 1,198.0 (1,120.0)		人 448 (423)	人 117 (98)	人 59 (—)	人 536.0 (472.0)	
サービス業	人 61,995.0 (56,171.5)	人 10,403 (9,564)	人 1,788 (1,652)	人 14,958 (14,207)	人 2,894 (2,758)	人 38,999.0 (36,366.0)		人 2,835 (2,656)	人 351 (315)	人 6,972 (6,391)	人 1,191 (1,061)	人 13,588.5 (12,548.5)		人 7,982 (6,521)	人 1,775 (1,472)	人 1076 (—)	人 9,407.5 (7,257.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	24, 979	6, 990, 815. 0	36, 147	1, 572	68, 944	3, 231	144, 425. 5	11, 113. 5	2. 07	13, 025	52. 1
	(22,807)	(6,799,796.5)	(35,148)	(1,543)	(63,758)	(3,559)	(137,376.5)	(9,676.0)	(2.02)	(13,083)	(57.4)
食料品・たばこ	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	3, 989	898, 084. 5	3, 771	460	12, 097	1, 232	20, 715. 0	1, 973. 0	2. 31	2, 477	62. 1
	(3,696)	(888,532.0)	(3,718)	(483)	(11,268)	(1,356)	(19,865.0)	(1,856.5)	(2.24)	(2,431)	(65.8)
繊維・衣服	985	145, 299. 0	712	52	1, 827	134	3, 370. 0	259. 5	2. 32	634	64. 4
	(923)	(143,680.0)	(691)	(51)	(1,668)	(145)	(3,173.5)	(244.0)	(2.21)	(605)	(65.5)
木材・家具	539	78, 665. 5	339	19	911	26	1, 621. 0	113. 0	2. 06	311	57. 7
	(470)	(75,731.5)	(338)	(22)	(822)	(23)	(1,531.5)	(86.5)	(2.02)	(299)	(63.6)
パルプ・紙・印刷	1, 923	376, 470. 5	1, 751	85	3, 653	144	7, 312. 0	515. 5	1. 94	950	49. 4
	(1,750)	(362,128.0)	(1,664)	(79)	(3,365)	(164)	(6,854.0)	(434.5)	(1.89)	(953)	(54.5)
化学工業	2, 605	891, 316. 0	4, 728	166	8, 313	280	18, 075. 0	1, 421. 0	2. 03	1, 205	46. 3
	(2,418)	(843,140.5)	(4,420)	(149)	(7,475)	(298)	(16,613.0)	(1,096.0)	(1.97)	(1,254)	(51.9)
窯業・土石	686	132, 023. 5	589	25	1, 281	57	2, 512. 5	193. 5	1. 90	356	51. 9
	(635)	(127,741.5)	(557)	(24)	(1,242)	(50)	(2,405.0)	(166.0)	(1.88)	(380)	(59.8)
鉄鋼	555	149, 278. 5	704	17	1, 515	36	2, 958. 0	192. 0	1. 98	289	52. 1
	(492)	(144,472.0)	(683)	(19)	(1,411)	(44)	(2,818.0)	(176.0)	(1.95)	(278)	(56.5)
非鉄金属	466	133, 866. 0	711	21	1, 225	43	2, 689. 5	222. 0	2. 01	243	52. 1
	(427)	(127,539.0)	(685)	(21)	(1,124)	(44)	(2,537.0)	(161.5)	(1.99)	(251)	(58.8)
金属製品	2, 497	357, 067. 0	1, 573	69	3, 689	140	6, 974. 0	563. 0	1. 95	1, 280	51. 3
	(2,108)	(329,642.5)	(1,510)	(58)	(3,226)	(144)	(6,376.0)	(415.0)	(1.93)	(1,180)	(56.0)
電気機械	2, 495	1, 188, 010. 5	7, 466	180	10, 086	324	25, 360. 0	1, 582. 5	2. 13	1, 337	53. 6
	(2,329)	(1,160,590.5)	(7,291)	(170)	(9,392)	(322)	(24,305.0)	(1,613.5)	(2.09)	(1,375)	(59.0)
その他機械	5, 642	1, 956, 962. 0	10, 543	265	17, 836	425	39, 399. 5	3, 004. 0	2. 01	2, 743	48. 6
	(5,180)	(1,939,804.0)	(10,457)	(264)	(16,797)	(518)	(38,234.0)	(2,496.0)	(1.97)	(2,835)	(54.7)
その他	2, 597	683, 772. 0	3, 260	213	6, 511	390	13, 439. 0	1, 074. 5	1. 97	1, 200	46. 2
	(2,379)	(656,795.0)	(3,134)	(203)	(5,968)	(451)	(12,664.5)	(930.5)	(1.93)	(1,242)	(52.2)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.dのうち、 (注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e
製造業計	人 144,425.5 (137,376.5)	人 30,398 (29,702)	人 1,112 (1,158)	人 37,305 (36,630)	人 1,557 (1,508)	人 99,991.5 (97,946.0)	人 5,749 (5,446)	人 460 (385)	人 20,037 (18,360)	人 1,138 (1,099)	人 32,564.0 (30,186.5)	人 10,900 (8,768)	人 1,238 (952)	人 702 (-)	人 11,870.0 (9,244.0)
食料品・たばこ	人 20,715.0 (19,865.0)	人 2,472 (2,507)	人 297 (323)	人 4,439 (4,382)	人 487 (498)	人 9,923.5 (9,968.0)	人 1,299 (1,211)	人 163 (160)	人 6,010 (5,684)	人 592 (556)	人 9,067.0 (8,544.0)	人 1,415 (1,202)	人 386 (302)	人 233 (-)	人 1,724.5 (1,353.0)
繊維工業	人 3,370.0 (3,173.5)	人 582 (552)	人 35 (38)	人 993 (960)	人 92 (80)	人 2,238.0 (2,142.0)	人 130 (139)	人 17 (13)	人 560 (501)	人 25 (36)	人 849.5 (810.0)	人 245 (207)	人 46 (29)	人 29 (-)	人 282.5 (221.5)
木材・家具	人 1,621.0 (1,531.5)	人 303 (304)	人 18 (18)	人 510 (484)	人 13 (11)	人 1,140.5 (1,115.5)	人 36 (34)	人 1 (4)	人 272 (249)	人 10 (4)	人 350.0 (323.0)	人 123 (89)	人 9 (8)	人 6 ()	人 130.5 (93.0)
パルプ・紙・印刷	人 7,312.0 (6,854.0)	人 1,532 (1,461)	人 53 (62)	人 2,089 (2,065)	人 76 (79)	人 5,244.0 (5,088.5)	人 219 (203)	人 32 (17)	人 920 (821)	人 42 (38)	人 1,411.0 (1,263.0)	人 597 (479)	人 73 (47)	人 47 (-)	人 657.0 (502.5)
化学工業	人 18,075.0 (16,613.0)	人 3,796 (3,525)	人 124 (119)	人 4,988 (4,711)	人 162 (155)	人 12,785.0 (11,957.5)	人 932 (895)	人 42 (30)	人 1,850 (1,673)	人 80 (68)	人 3,796.0 (3,527.0)	人 1,408 (1,091)	人 105 (75)	人 67 ()	人 1,494.0 (1,128.5)
窯業・土石	人 2,512.5 (2,405.0)	人 507 (481)	人 18 (20)	人 777 (770)	人 26 (19)	人 1,822.0 (1,761.5)	人 82 (76)	人 7 (4)	人 349 (348)	人 26 (19)	人 533.0 (513.5)	人 141 (124)	人 19 (12)	人 14 (-)	人 157.5 (130.0)
鉄鋼	人 2,958.0 (2,818.0)	人 634 (616)	人 16 (18)	人 1,048 (1,019)	人 28 (32)	人 2,346.0 (2,285.0)	人 70 (67)	人 1 (1)	人 219 (193)	人 3 (3)	人 361.5 (329.5)	人 241 (199)	人 12 (9)	人 7 ()	人 250.5 (203.5)
非鉄金属	人 2,689.5 (2,537.0)	人 563 (543)	人 17 (16)	人 701 (684)	人 26 (18)	人 1,857.0 (1,795.0)	人 148 (142)	人 4 (5)	人 333 (284)	人 10 (11)	人 638.0 (578.5)	人 185 (156)	人 13 (15)	人 6 (-)	人 194.5 (163.5)
金属製品	人 6,974.0 (6,376.0)	人 1,251 (1,205)	人 54 (48)	人 1,918 (1,784)	人 74 (61)	人 4,511.0 (4,272.5)	人 322 (305)	人 15 (10)	人 1,161 (998)	人 44 (40)	人 1,842.0 (1,638.0)	人 572 (444)	人 60 (43)	人 38 ()	人 621.0 (465.5)
電気機械	人 25,360.0 (24,305.0)	人 6,709 (6,578)	人 146 (131)	人 6,167 (6,120)	人 159 (144)	人 19,810.5 (19,479.0)	人 757 (713)	人 34 (39)	人 2,166 (1,969)	人 104 (106)	人 3,766.0 (3,487.0)	人 1,702 (1,303)	人 112 (72)	人 51 (-)	人 1,783.5 (1,339.0)
その他機械	人 39,399.5 (38,234.0)	人 9,276 (9,252)	人 212 (221)	人 10,102 (10,188)	人 259 (266)	人 28,995.5 (29,046.0)	人 1,267 (1,205)	人 53 (43)	人 4,492 (4,057)	人 93 (89)	人 7,125.5 (6,554.5)	人 3,106 (2,552)	人 209 (163)	人 136 ()	人 3,278.5 (2,633.5)
その他	人 13,439.0 (12,664.5)	人 2,773 (2,678)	人 122 (144)	人 3,573 (3,463)	人 155 (145)	人 9,318.5 (9,035.5)	人 487 (456)	人 91 (59)	人 1,705 (1,583)	人 109 (129)	人 2,824.5 (2,618.5)	人 1,165 (922)	人 194 (177)	人 68 (-)	人 1,296.0 (1,010.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)						
年		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和	52 年	128,429		1.09		52.8
	53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1 △ 0.7
	54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0 △ 0.1
	55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6 △ 0.4
	56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4 1.8
	57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8 0.4
	58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5 △ 0.3
	59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6 0.1
	60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5 △ 0.1
	61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8 0.3
	62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0 △ 0.8
	63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5 △ 1.5
		(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)	
平成	元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6 0.1
	2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2 0.6
	3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8 △ 0.4
	4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9 0.1
	5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4 △ 0.5
		(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)	
	6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4 △ 1.0
	7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6 0.2
	8	247,982	905	1.47	0.02	50.5 △ 0.1
	9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2 △ 0.3
	10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1 △ 0.1
	11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7 △ 5.4
		(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)	
	12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3 △ 0.4
	13	252,870	34	1.49	0.00	43.7 △ 0.6
	14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5 △ 1.2
	15	247,093	809	1.48	0.01	42.5 0.0
	16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7 △ 0.8
	17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1 0.4
	18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4 1.3
		(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)	
	19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8 0.4
	20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9 1.1
	21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5 0.6
	22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0 1.5
	23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3 △ 1.7
		(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)	
	24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8 1.5
	25	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7 △ 4.1
		(404,459.0)	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)	
	26	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7 2.0
	27	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2 2.5
	28	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8 1.6
	29	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0 1.2
	30	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9 △ 4.1
		(523,062.5)	(27,267.5)	(2.03)	(0.06)	

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、
1人分とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注 2

（ ）内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	54,369 (100.0%)	34,823 (64.0%)	10,522 (19.4%)	4,209 (7.7%)	2,269 (4.2%)	2,194 (4.0%)	291 (0.5%)	53 (0.1%)	8 (0.0%)	31,439 (57.8%)
45.5-100人未満	27,576 (100.0%)	25,948 (94.1%)	1,628 (5.9%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	25,826 (93.7%)
100-300人未満	18,046 (100.0%)	7,296 (40.4%)	7,244 (40.1%)	2,552 (14.1%)	762 (4.2%)	192 (1.1%)	— —	— —	— —	5,553 (30.8%)
300-500人未満	4,170 (100.0%)	914 (21.9%)	905 (21.7%)	883 (21.2%)	781 (18.7%)	684 (16.4%)	3 (0.1%)	— —	— —	55 (1.3%)
500-1000人未満	2,825 (100.0%)	484 (17.1%)	519 (18.4%)	557 (19.7%)	464 (16.4%)	754 (26.7%)	47 (1.7%)	— —	— —	4 (0.1%)
1,000人以上	1,752 (100.0%)	181 (10.3%)	226 (12.9%)	217 (12.4%)	262 (15.0%)	564 (32.2%)	241 (13.8%)	53 (3.0%)	8 (0.5%)	1 (0.1%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	985

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 486 (464)	人 33,093.0 (29,615.0)	人 9,158 (8,802)	人 151 (134)	人 13,923 (11,864)	人 256 (334)	人 32,518.0 (29,769.0)

注 1(1)①の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e
特例子会社	人 32,518.0 (29,769.0)	人 4,631 (4,276)	人 75 (73)	人 2,112 (2,051)	人 59 (47)	人 11,478.5 (10,699.5)	人 4,527 (4,526)	人 76 (61)	人 7,034 (6,250)	人 94 (78)	人 16,211.0 (15,402.0)	人 4,652 (3,563)	人 228 (209)	人 125 (—)	人 4,828.5 (3,667.5)

注 1(1)②の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.2％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

【参考資料】

◎平成 30 年 6 月 1 日時点の地方公共団体における障害者雇用状況の補正について

本公表資料の総括表 2 に記載した地方公共団体における平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況の数値は、12 月 25 日から 4 月 3 日までの間に把握された一部の障害者任免状況通報書の訂正等を反映したものに基ついております。補正後の再点検結果は、次の URL をご覧ください。

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03026.html